

「ニュー・ジーランド産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和63年11月29日付け63農蚕第6884号農蚕園芸局長通達）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の付表第23のニュー・ジーランド産のファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成元年12月20日農林水産省告示第1688号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表1の4の項のニュー・ジーランド産のファイアブライト種、ファンタジア種及びレッドゴールド種のネクタリンの生果実に係る植物検疫の実施については、平成元年12月20日農林水産省告示第1688号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの条件を満足しているものとする。</u> <u>ただし、生果実を通気孔のあるこん包入りのままくん蒸し、そのこん包入りのまま通気孔のある外箱に収容する場合は、当該外箱には網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているものでなければならないものとする。</u> <u>ア 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているこん包を使用すること。</u> <u>イ こん包に収納する前に生果実をポリエチレン製の包装</u>	2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 <u>通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、その箱に収納する前に生果実をポリエチレン製のこん包材料に包み込んでいること、又は、その通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。以下同じ。）が張られているものであること。（生果実を通気孔のある容器入りのままくん蒸し、その容器入りのまま通気孔のある外箱に収納・こん包する場合も、当該外箱の通気孔には網が張られているものであること。）</u>

改 正 後	現 行
<u>材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。</u> <u>ウ コン包又は束ねたコン包全体を網（孔の直径が 1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆うこと。</u> (2) コン包場所 <u>告示 6 の（2）</u>のコン包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア イ 〔略〕 ウ 3 くん蒸施設及びコン包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示 4 のくん蒸施設及び<u>告示 6 の（2）</u>のコン包場所について、それぞれ 1 及び 2 の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。 (2) 〔略〕 (3) 〔略〕 ア 〔略〕	(2) コン包場所 <u>告示 5 の（2）</u>のコン包場所は、次の条件を満足しているものとする。 ア イ 〔略〕 ウ 3 くん蒸施設及びコン包場所の調査 (1) 植物防疫官は、告示 4 のくん蒸施設及び<u>告示 5 の（2）</u>のコン包場所について、それぞれ 1 及び 2 の条件を満足するものであることを確認するため、毎年、原則として、当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。 ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。 (2) 〔略〕 (3) 〔略〕 ア 〔略〕

改 正 後	現 行
イ [略] 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示5の消毒の実施の確認は、次により、原則として、ニュー・ジーランド植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア 〔略〕 ウ (2) 輸出検査の確認 ア 告示5の検査の実施の確認は、ネクタリン生果実のこん包数の2パーセント以上について、ニュー・ジーランド植物防疫機関が行う検査に<u>立ち会い</u>、<u>検疫有害動植物</u>、特にコドリングアがないことを確認することをもって行うものとする。 イ [略] ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより<u>検疫有害動植物</u>がないことを確認したときは、<u>植物検疫証明書の余白に氏名を記入し、押印するものとする。</u>	イ [略] 4 検査及び消毒の実施の確認 (1) 消毒の実施の確認 告示3の(3)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、ニュー・ジーランド植物防疫機関と共同して行うものとする。 ア 〔略〕 ウ (2) 輸出検査の確認 ア 告示3の(3)の検査の実施の確認は、ネクタリン生果実のこん包数の2パーセント以上について、ニュー・ジーランド植物防疫機関が行う検査に<u>立会い</u>、<u>有害動物又は有害植物</u>、特にコドリングアがないことを確認することをもって行うものとする。 イ [略] ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより<u>有害動物又は有害植物</u>がないことを確認したときは、<u>次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。</u>

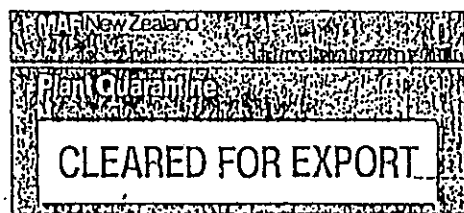
改正後

〔削る〕

5 表示

告示6の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示



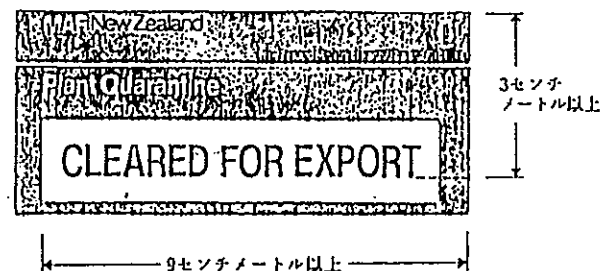
現行

区 分	確認者氏名 (印)	↑ 3 センチ メートル ↓
消毒確認 年 月 日 時		
検査確認 年 月 日 時		
← 10センチメートル →		

5 表示

告示6のこん包の表示は、それぞれ次の様式によるものとする。

ア 輸出植物検疫終了の表示



改正後

現行

イ 仕向地の表示

FOR JAPAN

イ 仕向地の表示

↓
FOR JAPAN 2.5センチメートル
← 9センチメートル → ↑
